

令和3年10月1日以降に起工起案する工事等に適用する  
積算基準対照表【機械経費編】

令和3年10月1日以降に起工起案する工事及び業務から適用する積算基準を改定します。  
積算基準は、国土交通省の積算基準書等（令和3年度版）に準拠しますが、一部事項について、  
下記に記載のとおりとしますので、使用にあたっては留意してください。

○【基準図書⑤】建設機械等損料表（令和3年度版）

基準書ページ（※） （該当箇所）	国土交通省適用	長野県適用
(15) (3. 機械損料の補正 ①豪雪地域補正)		・ <u>長野県における豪雪地帯及び特別豪雪地帯の指定地域は国土交通省 HP で公表のとおり。（参照場所：国土交通省 HP「豪雪地帯対策の推進」<a href="https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000010.html">https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000010.html</a></u>
(36) （「東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について（通知）について」）		・ 全削除。

※基準書ページ：令和3年度版 建設機械等損料表 一般社団法人 日本建設機械施工協会 発行のページ